

令和5年度  
観光の状況

令和6年度  
観光施策

第213回国会（常会）提出

この文章は、観光立国推進基本法（平成 18 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく令和 5 年度の観光の状況及び講じた施策並びに同条第 2 項の規定に基づく令和 6 年度において講じようとする観光施策について報告を行うものである。

## 目次

### 第Ⅰ部 観光の動向

第1章 世界の観光の動向	
第1節 世界の経済の概況	1
第2節 2022年の世界の観光の状況	2
第3節 2023年の世界の観光の状況	5
第2章 日本の観光の動向	
第1節 訪日旅行の状況	6
第2節 日本人の海外旅行の状況	10
第3節 国内観光の状況	11
コラムⅠ－1 地域における休暇取得の分散化の取組事例	15
第4節 観光関連産業の状況	16
第5節 地域における観光の状況	19
第3章 インバウンドの地方誘客と消費拡大に向けて	
第1節 インバウンド観光の現状と課題	21
コラムⅠ－2 スキー・スノーボードによる経済効果の試算	34
コラムⅠ－3 オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた取組	35
第2節 地方部におけるインバウンド観光の動向と地域の取組事例	36
第3節 訪日外国人旅行者の地方誘客と消費拡大に向けて	61

### 第Ⅱ部 令和5年度に講じた施策

第1章 持続可能な形での観光立国の復活	
第1節 持続可能な観光地域づくり	64
第2節 インバウンド回復	65
第3節 国内交流拡大	67
第2章 観光立国の実現に向けた観光施策	
第1節 持続可能な観光地域づくり戦略	68
第2節 インバウンド回復戦略	78
第3節 国内交流拡大戦略	106

### 第Ⅲ部 令和6年度に講じようとする施策

第1章 持続可能な観光地域づくり	
第1節 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化	110
第2節 観光DXの推進	110
第3節 観光産業の革新	110
第4節 観光人材の育成・確保	111
第5節 観光地域づくり法人（DMO）を司令塔とした観光地域づくりの推進	112
第6節 持続可能な観光地域づくりのための体制整備等の推進	112
第7節 良好な景観の形成・保全・活用	113
第8節 持続可能な観光地域づくりに資する各種の取組	115
第9節 国家戦略特区制度等の活用	116
第10節 旅行者の安全の確保等	116
第11節 東日本大震災からの観光復興	119
第12節 観光に関する統計等の整備・利活用の推進	119
第13節 令和6年能登半島地震への対応	120

第Ⅲ部 令和6年度に講じようとする施策（続き）

第2章 地方を中心としたインバウンド誘客

第1節 インバウンドの回復に向けた集中的取組	121
第2節 消費拡大に効果の高いコンテンツの整備	121
第3節 地方誘客に効果の高いコンテンツの整備	124
第4節 訪日旅行での高付加価値旅行者の誘致促進	130
第5節 戦略的な訪日プロモーションの実施	130
第6節 MICEの推進	133
第7節 IR整備の推進	135
第8節 インバウンド受入環境の整備	135
第9節 アウトバウンド・国際相互交流の促進	144
第10節 国際観光旅客税の活用	145

第3章 国内交流拡大

第1節 国内旅行需要の喚起	146
第2節 新たな交流市場の開拓	146
第3節 国内旅行需要の平準化の促進	148

（参考）本白書における地方ブロックの区分は基本的に以下のとおり。

北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北陸信越	新潟県、富山県、石川県、長野県
中部	福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	沖縄県